

平成30年7月豪雨にかかる高度化事業の特例措置について

【高度化事業にかかる償還猶予の特例措置】

◆対象者

- ①豪雨に係るり災証明等を受けている者
- ②豪雨により事業活動の制限を受ける者

◆措置の内容

- ①償還猶予の基準等に関わらず3年以内の猶予
- ②最終償還期限延長の基準等に関わらず3年以内の延長
- ③期中の最終償還期限の延長の基準等に関わらず①と同じ期間の延長

◆特例措置の期間

平成33年3月31日まで

◆申請書類

条件変更申請書のほか、り災証明書等又は豪雨により事業活動の制限を受けていることを確認できる資料等

【高度化事業にかかる災害復旧貸付の特例措置】

◆対象者

- ①豪雨に係るり災証明等を受けている者
- ②豪雨により事業活動の制限を受ける者

◆措置の内容

- ①被災事業者の自己負担額を整備資金の1%又は10万円のいずれか低い額とする。
- ②据置期間を3年以内から5年以内に延長
- ③災害復旧貸付の適用期間（申請期間）を1年以内から5年以内に延長

◆特例措置の期間

施設が災したと認められる日から起算して、原則として5年以内